

クレジットカード・セキュリティガイドライン【5.0版】の 主なポイントについて

【2024年4月】

クレジット取引セキュリティ対策協議会

事務局 一般社団法人日本クレジット協会

1. クレジットカード・セキュリティガイドライン【5.0版】の構成

□ 関係事業者ごとに講じるべき具体的な対策等を記載

■ 必要なセキュリティ対策を自ら適切に講じられる内容とすることを目的に事業者別の構成に変更

- ・対象事業者ごとに、対面取引と非対面取引別に、各事業者が講じるべきカード情報保護対策、不正利用対策、周知・啓発等に関して対策を具体的に記載。割賦販売法やカードビジネスの実務に精通していない場合においても、自身がどの事業者該当し、必要なセキュリティ対策を自ら適切に講じられるよう理解しやすい内容に見直しを行った。

2. 各関係事業者における主なポイント

(1) カード会社（イシューア）

■ 2025年3月末に向けたEMV 3-Dセキュアの推進

- ・「イシューアにおけるEMV3-Dセキュア推進ロードマップ」（2023年11月30日）に従って 以下の目標を目指すこととしている。
- ・EMV3-Dセキュアに必要なカード会員情報について、EC利用会員ベースで80%の登録率
- ・「動的(ワンタイム)パスワード等」による認証方法へ、EMV3-Dセキュア登録会員ベースで100%の移行率

2.各関係事業者における主なポイント

(2)加盟店（EC加盟店）

■ 基本的なセキュリティ対策

- ・EC加盟店は、新規加盟店契約申し込み前に、自ら「セキュリティ・チェックリスト」記載の対策を実施し、その状況をアクワイアラーやPSPに申告、アクワイアラーやPSPはEC加盟店からの申告を受けた上で加盟店契約を締結することが求められる。（試行）このEC加盟店によるセキュリティ対策の実施については、2025年4月から新規のみならず全てのEC加盟店に対して求めることとしている。

■ 2025年3月末までに、原則、全てのEC加盟店のEMV3-Dセキュアの導入

■ EMV 3-Dセキュア導入の考え方

- ・EMV 3-Dセキュアの導入計画を策定し早期にEMV 3-Dセキュアの導入に着手する。
- ・「不正顕在化加盟店」は既に不正利用が発生し被害が生じている加盟店であることから、即時にEMV 3-Dセキュアの導入に着手する。

2.各関係事業者における主なポイント

(3)カード会社（アクワイアラー）

(4)決済事業者等・PSP

■ 基本的なセキュリティ対策

※(2)加盟店（EC加盟店）と同様。

・「セキュリティ・チェックリスト」に記載されているセキュリティ対策を実施する必要性の周知も合わせて行う。

■ 2025年3月末までに、原則、全てのEC加盟店のEMV3-Dセキュアの導入に向けて働きかける

■ EC加盟店へのEMV 3-Dセキュア導入優先順位の考え方

・「加盟店におけるEMV 3-Dセキュアの導入推進ロードマップ」（2023年11月30日）に従って導入計画の策定及び導入を行うよう働きかける。

3. 2025年4月以降のEC加盟店の情報保護対策及び不正利用対策

■ カード情報保護対策

✓ セキュリティ・チェックリストによる不断なセキュリティ対策の改善・強化

- ・EC加盟店では、新規加盟店契約の申込み前に、自ら「セキュリティ・チェックリスト」記載の対策を実施し、その状況をアクワイアラーやPSPに申告、アクワイアラーやPSPはEC加盟店からの申告を受けた上で加盟店契約を締結することが求められる。（試行）このEC加盟店によるセキュリティ対策の実施については、2025年4月から新規のみならず全てのEC加盟店に対して求めることとしている。

■ 不正利用対策

✓ 決済の場面（決済前・決済時・決済後）を考慮した場面ごとの対策導入

- ・非対面不正利用対策として、今後はより抑止効果を高めるために、決済の場面（決済前・決済時・決済後）を考慮して、それぞれの場面ごとに対策を導入するという、点ではなく線として考える指針の策定が求められる。そのため、加盟店によるEMV 3-Dセキュア導入のみではなく、クレジットカード決済の関係事業者それぞれが実施すべき、これから目指すべき不正利用対策の「線の考え方」である全体像を示した。今後、詳細運用を検討する。

今後の不正利用対策の考え方(線の考え方)

